

障がい者福祉の充実

アナ： 「市長が語る 2025 三島」第 9 回の今日は、「障がい者福祉の充実」についてお話を伺います。豊岡市長、よろしくお願ひします。

市長： よろしくお願ひします。

アナ： 三島市では、障がいのある方への様々な支援について、特徴的な取組は何かござりますか。

市長： はい。三島市では障がいのある方に寄り添い、適切な支援につなげていけるよう、相談支援事業に力を入れており、三島市と民間相談支援事業所とで共同運営をしております「基幹相談支援センター」の相談支援体制についてお話をさせていただきます。

「基幹相談支援センター」は、障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るように、地域における相談支援の中核機関として位置付けられており、総合相談対応の他、市内の障がいのある方の相談支援体制を強化するための様々な取組の他、障がいのある方の権利擁護や、虐待防止に係る取組などを行っております。

総合相談対応につきましては、令和 3 年度より市役所敷地内の別棟に、官民共同の総合相談窓口を開設しており、月曜日から金曜日の午前 10 時から午後 4 時まで、障がい者相談支援を行う民間の 3 事業所の相談支援専門員など専門職の方が、1 日 2 名ずつ、輪番で、電話や面接による相談を受け付けております。

更に令和 7 年度からは、障がいのあるお子様等の相談支援を中心に行う相談支援事業所 1 事業所にも依頼し、相談対応を行っていただくことになり、引き続き、相談支援体制の更なる強化を図ってまいりますので、相談を希望される方は、ご利用いただけましたらと思います。

アナ： 基幹相談支援センターの総合相談窓口に、令和 7 年度からは、障がいのあるお子様を専門に行う相談支援専門員の方が新たに加わっていただくということですが、相談を受ける相談支援専門員は、どのような役割を果たしていらっしゃるのでしょうか。

市長： はい。相談支援専門員は、障がいのある方が、住み慣れた地域で、生き生きと暮らしていただくため、障がいのある方やそのご家族などの相談をしっかりと受け止めて、一人ひとりのニーズに寄り添った福祉サービスの情報提供などを行っております。

障がいのある方の相談は、複雑化、困難化の傾向がございますことから、これらの課題解決におきましては、様々な関係機関との連携が必要不可欠となっており、今後、ますます大切な役割を担うことが

期待されております。

アナ：今後、三島市の相談支援体制の更なる充実が期待され、相談を希望される方にと
っては安心ですね。
他に新たな取組等はございますか。

市長： はい。新たな取組といたしましては、「重度障害者等就労支援特別事業」を
実施いたします。これは、重度障がいのある方が就労するために支援を
必要とするものの、既存の障害福祉サービスでは、「経済活動」を理由に
職場等においてサービスを利用できない時間のある方がおり、これらの方を対象に、
就労にあたり必要な支援として、重度訪問介護等の障害福祉サービスと同等の支
援を職場等において提供できるようになります。
このように、重度障がいのある方の就労環境整備を行うことにより、
障がいのある方の更なる雇用促進を図ってまいりたいと考えております。
障がいのある方が、地域等で様々な形で活躍されることで、市民の皆さんの
障がいのある方への理解の高まりも期待できると考えており、
引き続き、様々な障がい者福祉の充実に取り組んでまいります。

アナ： 様々な福祉施策の取組を通じて、市民の皆さんの障がいのある方への理解がさ
らに深まっていくと良いですね。

豊岡市長、本日はありがとうございました。

市長： ありがとうございました。